

奈良県告示第三百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十一条第一項の規定により、指定施術者から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和六年十二月二十四日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	地	辞退年月日
西浦 通芳	西浦接骨院 生駒市東生駒一丁目一七八番地	令和六年十一月三十日